

肥料取締法に基づく普通肥料の公定規格の一部改正について（改正概要）

（１）改正の経緯

農林水産大臣は、普通肥料について、その種類ごとに、含有すべき主成分の最小量や含有を許される有害成分の最大量等についての規格（以下「公定規格」という。）を設定することとされている（肥料取締法（昭和25年法律第127号。以下「法」という。）第3条第1項）。

また、肥料成分と農薬成分を同時に施用することを目的として肥料に農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づき登録されている農薬を混入することについて、農薬それ自体は肥料の品質を向上させるものではないため、法第25条の異物に該当し、肥料に混入することが禁止されているが、同条ただし書の規定に基づき、普通肥料の種類ごとに公定規格で定める農薬を公定規格で定めるところにより混入することが例外的に認められている（現在、化成肥料につき21種類の農薬入り肥料の公定規格を設定）。

今般、新たに事業者の申出があったことを受けて、化成肥料に農薬を混合した農薬入り肥料について、独立行政法人農林水産消費安全技術センターにおける肥効等の調査や内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価踏まえ、新たに2種類の公定規格を定めるものである。

（２）改正の概要

肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件（昭和61年2月22日農林水産省告示第284号）のうち、「十三 農薬その他の物が混入される肥料」の表化成肥料の項について、混入が許される農薬その他の物の種類及び混入が許される農薬その他の物の最大量又は最小量の欄に以下の規格を追加する。農薬入り肥料の公定規格の規定順は、制定された時系列順としていることから、本改正においても同様とする。

	混入が許される農薬その他の物の種類	混入が許される農薬その他の物の最大量又は最小量 (%)
1	(RS)-1-メチル-2-ニトロ-3- (テトラヒドロ-3-フリルメチル) グアニジン	0.23以下
2	(R)-2- (4-クロロ- <i>o</i> -トリルオキシ) プロピオン酸カリウム及び 2,6-ジクロロベンズニトリル	3.0以下 3.0以下

なお、このことについては、令和2年1月14日に、農林水産大臣から内閣府食品安全委員会に意見を聴き、同委員会から、1については食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号に規定する「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当すること、2については食用及び

飼料用に供しない植物に使用されることから、同法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められるとの回答を得ている。

(3) 施行時期等

公布：令和2年5月11日

施行：令和2年6月11日